

平成 29 年 9 月 26 日

各位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦 (JASDAQ・コード6062) 問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘

06 - 6445 - 3389

社外取締役との責任限定契約締結に関するお知らせ

電話

当社は、当社定款第30条の規定に基づき、社外取締役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 監査役の氏名 社外取締役 山澤 倶和
- 責任限定契約の締結日 平成 29 年 9 月 26 日
- 3. 責任限定契約締結の理由

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、本日上記の社外取締役と責任限定契約を締結いたしました。

- 4. 責任限定契約締結の根拠
 - ・当社定款第30条(取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)と の間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を 締結することができる。

以上